

横須賀市議会基本条例 検証結果報告書

令和 7 年 6 月

横須賀市議会
議会基本条例検証特別委員会

目次

1	はじめに	1
2	検証体制	2
3	検証経過	4
4	検証方法	5
	（1）検証の目的	5
	（2）検証の進め方	5
5	評価及び検証結果	7
	（1）評価結果（全 34 条中）	7
	（2）条例改正又は運用変更の必要性	7
	（3）各条の委員会評価及び検証結果	7
	（4）章立ての見直し	24
6	逐条解説の整備	25
7	条例等の改正	25
	（1）横須賀市議会基本条例の改正	25
	（2）その他の条例・規則等の改正	26
8	今後の検討（提言）事項	26
	（1）請願及び陳情に関する周知及び意見陳述の効果的な在り方について	26
	（2）議決事件の追加について	26
	（3）議会基本条例の継続的な検証について	27
9	おわりに	28
	参考資料 一覧	29

Ⅰ はじめに

本市議会では、平成 22 年に議会基本条例を制定し、議会の最高規範として運用してきました。

この間、議員定数の見直し、議会の機能強化を図るための組織改正、通年議会や反問権の導入など、時代に即した議会の在り方を検討し、折々で条例改正を行ってきましたが、条例全体の検証は行ってきませんでした。

条例制定から 13 年が経過し、新たな議員任期を迎えた中で、改めて本市議会の最高規範である議会基本条例を全体的に俯瞰し、議会として条例の理念を実現できているか検証を行うべきとの考えから、令和 5 年 10 月に議会基本条例検証特別委員会を設置しました。

委員会においては、委員間で活発に議論を行うだけでなく、関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用した外部評価も取り入れながら検証を行いました。

このたび、その検証結果をまとめましたので、報告いたします。

2 検証体制

議会基本条例の検証は議会基本条例検証特別委員会で実施した。

委員名簿は以下のとおり。

○第1回～第2回

	委員名	(所属会派等)
委員長	青木 秀介	(自由民主党)
副委員長	伊関 功滋	(よこすか未来会議)
委員	渡辺 光一	(自由民主党)
//	泉谷 翔	(自由民主党)
//	松岡 和行	(自由民主党)
//	加藤 ゆうすけ	(よこすか未来会議)
//	堀 りょういち	(よこすか未来会議)
//	二見 英一	(公明党)
//	本石 篤志	(公明党)
//	井坂 直	(日本共産党)
オブザーバー	安川 健人	(日本維新の会)
オブザーバー	藤野 英明	(無会派)

○第3回～第7回（委員の交代による）

	委員名	(所属会派等)
委員長	青木 秀介	(自由民主党)
副委員長	伊関 功滋	(よこすか未来会議)
委員	渡辺 光一	(自由民主党)
//	泉谷 翔	(自由民主党)
//	松岡 和行	(自由民主党)
//	加藤 ゆうすけ	(よこすか未来会議)
//	堀 りょういち	(よこすか未来会議)
//	川本 伸	(公明党)
//	本石 篤志	(公明党)
//	井坂 直	(日本共産党)
オブザーバー	安川 健人	(日本維新の会)
オブザーバー	藤野 英明	(無会派)

○第8回～第16回（会派構成の変更による）

	委員名（所属会派等）
委員長	青木 秀介（自由民主党）
副委員長	伊関 功滋（よこすか未来会議）
委員	渡辺 光一（自由民主党）
//	泉谷 翔（自由民主党）
//	松岡 和行（自由民主党）
//	堀 りょういち（よこすか未来会議）
//	川本 伸（公明党）
//	本石 篤志（公明党）
//	井坂 直（日本共産党）
//	安川 健人（日本維新の会）
オブザーバー	藤野 英明（無会派）

3 検証経過

	委員会開催年月日	主な審査（協議）内容
第1回	令和5年10月4日	・正副委員長の互選
第2回	令和5年12月8日	・今後の委員会の進め方について ・外部評価の実施について
第3回	令和6年1月22日	・取組状況等の確認（第1条～第19条）について
第4回	令和6年2月29日	・委員会の評価等（第1条～第19条）について ・外部評価の実施について
第5回	令和6年3月29日	・委員会の評価等（第1条～第19条）について
第6回	令和6年5月10日	・委員会の評価等（第1条～第19条）について ・取組状況等の確認（第20条～第34条）について
第7回	令和6年6月19日	・委員会の評価等（第1条～第19条）について ・委員会の評価等（第20条～第34条）について
第8回	令和6年7月26日	・委員会の評価等（第1条～第19条）について ・委員会の評価等（第20条～第34条）について ・新しい条文の追加について ・前文について
第9回	令和6年8月27日	・新しい条文の追加について
第10回	令和6年9月9日	・議会基本条例改正案（法規担当審査分）について ・外部評価の具体的な実施方法について ・中間報告について
第11回	令和6年11月25日	・外部評価（参考人からの意見聴取等）について
第12回	令和6年12月6日	・外部評価を踏まえた委員会の評価等について
第13回	令和7年1月21日	・外部評価を踏まえた委員会の評価等について ・今後の進め方について
第14回	令和7年2月28日	・第23条の評価等の見直しについて ・条例改正案におけるパブリック・コメント手続の実施について ・逐条解説について
第15回	令和7年5月29日	・条例改正案におけるパブリック・コメント手続の結果について ・逐条解説について ・議会基本条例検証結果報告書について
第16回	令和7年6月10日	・議会基本条例改正案について ・その他条例及び要綱の改正案について ・議会基本条例検証結果報告書について ・最終審査報告について

4 検証方法

(1) 検証の目的

条例施行から 13 年が経過した議会基本条例について、改めて全体を俯瞰し、本市議会における最高規範である条例の理念が実現できているか、目的に沿った取組がなされているか評価し、検証を行う。

(2) 検証の進め方

① 内部評価

- ・評価項目等を記載した「議会基本条例検証シート」（参考資料 1）を活用し、1 条ずつ検証を進めることを決定。なお、評価は前半（第 1 条～第 19 条）と後半（第 20 条～第 34 条）に分けて実施。
- ・条文ごとの目的、趣旨を実現するための取組状況を確認し、各会派及びオブザーバーが下記基準に基づいて評価を実施。また、今後の課題として条例改正または運用変更の検討について必要性を判断。

【評価基準】

区分	評価内容
A できている	条文の目的が達成できている。 条文の趣旨に沿った取組ができている。
B 概ねできている	条文の目的が概ね達成できている。 条文の趣旨に沿った取組が概ねできている。
C 一部できている	条文の目的が一部達成できている。 条文の趣旨に沿った取組が一部できている。
D できていない	条文の目的が達成できていない。 条文の趣旨に沿った取組ができていない。

- ・委員会において、委員及びオブザーバーが各々の評価を持ち寄り、委員間討議を経て委員会としての評価及び今後の課題を取りまとめ。
- ・時代に即した新たな条文を規定する必要性について協議。

② 外部評価

- ・より客観性の高い検証とするため、本市議会と関東学院大学との包括的パートナーシップ協定を活用し、2人の外部評価者による評価を実施。

【外部評価】

実施者	関東学院大学法学部長・教授 出石 稔 氏 関東学院大学法学部教授 牧瀬 稔 氏 (地方自治法第100条の2に基づく調査として依頼)
期間	令和6年10月1日～令和6年11月25日
内容	議会基本条例に規定された内容等に関する評価 ・外部評価者としての本市議会の取組と委員会の検証結果に対する意見 ・令和の時代にふさわしい議会の在り方等を踏まえた条例そのものに対する意見
その他	外部評価者には、参考人として委員会に出席の上、評価結果についてご説明いただき、委員との質疑応答を実施。

③ 外部評価を踏まえた委員会の再評価

- ・外部評価によってもたらされた新たな視点、検討事項を踏まえて委員会としての評価を振り返り、再評価の必要性を検討。

5 評価及び検証結果

(1) 評価結果（全 34 条中）

	内部評価（委員会評価）	外部評価	
		出石教授	牧瀬教授
評価	A 21 件	A 13 件	A 31 件
	B 13 件	B 15 件	B 0 件
	C 0 件	C 3 件	C 0 件
	D 0 件	D 0 件	D 0 件
		対象外 3 件	対象外 3 件

(2) 条例改正又は運用変更の必要性

	内部評価（委員会評価）
必要性	条例改正が必要 12 件 運用変更が必要 3 件

(3) 各条の委員会評価及び検証結果

※内部（委員会）評価欄は、外部評価を踏まえて再評価の必要性を検討し、確定した結果を記載。

章	条		内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
				出石	牧瀬
第 1 章 総 則	第 1 条	目的	A	条例改正が必要 — (評価対象外)	
	この条例は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、議会及び議員の責務、活動原則その他の議会に関する基本的事項を定めることにより、公平、公正で透明な議会運営を図り、もって市民福祉の向上及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。		本条例の目的を各議員が理解をし、日々の活動を行えている。 今後も市民に開かれ、信頼される議会となるために不断の努力を重ねることが重要である。 なお、この議会基本条例が本市議会において他の条例とは異なり、最高規範的位置付けを有するものであることを明確にするため、条文の冒頭部分を次のとおり改正すべきものと考える。 【改正案】 この議会基本条例（以下「この条例」という。）は、二元代表制のもとでの議会の役割を踏まえつつ、～（以下略）		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由		外部評価		
				出石	牧瀬	
第 一 章 総 則	第2条 この条例の位置づけ	A		— (評価対象外)		
	この条例は、議会の最高規範的位置付けを有し、議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃を行うときは、この条例の理念を反映させ、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	本条例が「最高規範的位置付け」であることを全議員がよく理解し、また、議会に関する条例等の改廃時における理念の原点として実務上も機能している。 引き続き、全議員がその最高規範的位置付けを常に意識していくことが重要である。				
	第3条 議会及び議員の責務	A		— (評価対象外)		
	議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。	条例等を遵守した議会運営を行っており、議会及び議員の責務は果たされているものと考えられる。 今後も全議員が同条の理解を深めるよう研さんを行っていくことが重要である。				
	第4条 通年議会	A		A	A	
	議会が、市政の執行に関する監視機能の強化及び政策立案に関する機能の充実を図り、主導的かつ機能的に活動できるようにするため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条第2項の規定による条例で定める定例会の回数は年1回とし、その会期を通年とする。 2 議会の会期を通年とすることに関し必要な事項は、別に定める。	通年議会導入により緊急事態への対応や市民からの要望・問題に対し迅速かつ的確に対応できている。 導入以降これまでに地方自治法第179条による専決処分は行われておらず、通年議会の目的の一つは果たされていると考えられる。 ただし、定例議会期間外の委員会活動の実績は少なく、今後、臨機応変に委員会を開催するなど、通年議会のメリットを生かして議会としての力を発揮することが重要である。				
	第5条 議員定数	A		A	A	
	法第91条第1項の規定により、条例で定める議会の議員の定数は、39人とする。 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正理由の説明を付して提案するものとする。 3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。	議員定数については、議会制度検討会議の場で適切に検討がされている。 今後も様々な状況を考慮して議員定数のあるべき姿を継続的に検討することが必要である。				

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第2章 議会の活動原則	第6条 議会の活動原則	B 条例改正が必要	B	A
	議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会であること。 (2) 議案提出権、市長提出議案に対する修正動議の発議権等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、市政の運営に貢献すること。 (3) 市民本位の立場から、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）により適正な市政運営が行われているかを監視し、さまざまな政策等が、適切に施行され、又は運用されているか常に検証を怠りなく行うこと。 (4) 市民参加の機会の拡充を図り、市民の多様な意見をもとに政策立案、政策提言等の強化に努めること。 (5) 議会運営は、市民に分かりやすい視点、方法等で行うこと。	市民に開かれた議会の実現を目指し、適時適切な方法で様々な議会情報を発信しながら、市民に分かりやすい視点も踏まえて議会運営を行っている。 また、本会議における一般質問や委員会における質疑などを通じて、市長等の監視機能の強化に努め、議会として市政運営の発展にも寄与しているものと考えられる。 しかし、課題別検討会議で検討を行っている課題に関して広報広聴会を開催する仕組みはつくったものの、市民参加の方法については多様な形があることから、今後も市民意見を政策に反映させる仕組みについては、様々な方法を検討する必要がある。 さらに、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正された趣旨を踏まえ、最高規範的位置付けを有する本条例において、ジェンダー平等を目指す取組を不断に継続していく姿勢を示すこと、また、妊娠や出産、育児や介護、障害の有無などの理由にかかわらず、あらゆる人材がそれぞれの人権を尊重された上で議会で活躍できるようにすることが重要であることから、次のとおり改正すべきものと考え る。 【改正案】 ※以下のとおり第6号を追加 (6) ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとり、多様な議員が議会活動を行うために必要な環境を整備するよう努めること。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第2章 議会の活動原則	第7条 委員会	A	A	A
	議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、法第109条に規定する委員会を適切に設置し、及び活用するものとする。 2 前項の規定に基づき、議会に次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。 (1) 総務常任委員会 (2) 民生常任委員会 (3) 環境教育常任委員会 (4) 都市整備常任委員会 (5) 予算決算常任委員会 3 議会は、第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。 4 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、別に条例で定める。	その時々行政課題等に対応した適切な委員会の設置・活用がされている。 今後、特に重要な課題が発生した際には、機動的に委員会を開催して対応を協議するなど委員会のさらなる活用を図ることが重要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第2章 議会の活動原則	第8条 災害時の対応	A 条例改正が必要	A	A
	議会は、大規模災害が発生し、市内全域に甚大な被害が起きたとき又はそのおそれがあるときは、的確かつ迅速な対応を図り、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 大規模災害時における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。	横須賀市議会災害時BCPの策定や毎年の防災訓練の実施などにより、災害時における議会機能維持のための対応力の強化を図れている。 しかし、近年の自然災害の多様化や激甚化、新型コロナウイルス感染症のまん延、国際情勢の緊迫等の状況を踏まえ、本条を次のとおり改正するとともに、今後はあらゆる不測の事態に対応した訓練等を行いながら、議会の危機管理体制の強化に努めていくことが求められる。 【見出し 改正案】 「（災害時等の対応）」に改める。 【本文 改正案】 第8条 議会は、災害の発生、感染症のまん延等により不測の事態が起きたとき又はそのおそれがあるときは、市長等と協力し、市民生活の安定及び維持に努めなければならない。 2 災害等による不測の事態が生じた際における議会の機能維持に関し必要な事項は、別に定める。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第3章 議員の活動原則	第9条 議員の活動原則	B 条例改正が必要	B	A
	議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。 (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。 (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究その他の活動を通じて市民の福祉と生活の向上に貢献すること。 (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民代表として、ふさわしい活動をする。	日々の活動の中で、議員一人ひとりがこれらの活動原則を認識し、市民の代表として市民福祉の向上と市政の発展に寄与しているものと考えられる。 ただし、議員間の自由な討議については、協議・検討の場では活発に行われているものの、常任委員会の議案等審査の場においては、近年は実績がない。 令和6年度に、議会制度検討会議において議員間討議の在り方について検討を行い、議案等審査の場において討議の場を設けることと決定した。 今後、その効果を注視し、さらなる活性化を図っていくことが求められる。 なお、第2号については、議案の提出が議員の役割というよりも、地方自治法に規定された議員の権限であること、また、「市民の福祉と生活の向上に貢献すること」は、むしろ議会活動全般の目的であり、本条に規定することは適さないと判断し、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 (2) 議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を策定するために議案を提出することが議員に与えられた権限であることに鑑み、積極的な調査研究その他の活動を通じて、これを適切に行使用すること。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第3章 議員の活動原則	第10条 会派	A 条例改正が必要	A	A
	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派と合意形成に努めるものとする。	日々、会派の役割や所属会派の理念を意識しながら議会活動を行っている。 特に、政策立案に当たっては、全会一致での政策条例の制定等を目指し、政策検討会議や課題別検討会議において熟議を重ね、合意形成に努めている。 なお、第3項については、会派として合意形成に努める対象は、他の会派だけではなく、会派に所属しない議員も含まれることを明確にするため、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じて他の会派等と合意形成に努めるものとする。		
	第11条 議員の政治倫理	A	B	A
	議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを深く自覚し、行動しなければならない。 2 議員の政治倫理については、別に条例で定める。	本条例制定後、違法行為はなく、議員一人ひとりが高い倫理性が求められていることを深く自覚して行動していると考えられる。 また、パワーハラスメントや誹謗中傷の行為等の防止を目的とした議員政治倫理条例の改正、議員政治倫理審査会の開催など、本条例の趣旨に沿った対応を行っている。 今後も時代の変化に対応した議員研修会を開催するなど、議員個人としても議会全体としても継続的に倫理観の向上に努めていくことが重要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由		外部評価	
				出石	牧瀬
第4章 市民と議会の関係	第12条 情報の公開等	B	条例改正が必要	B	A
	議会は、その透明性を高めるとともに市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を積極的に市民に提供するものとする。 2 議会は、すべての会議を原則として公開するものとする。 3 議会は、議員研修会等を必要に応じて公開するものとする。 4 会議及び議員研修会等の傍聴については、別に定める。	市議会だよりや議会日程周知ポスターの作成、本会議・委員会のライブ中継や録画配信、会議録や政務活動費の公開、議員別賛否一覧表の掲載など、市民に積極的に議会情報を提供するとともに、すべての会議において原則傍聴を認めている。 また、前期においては、SNSの活用、議案等の委員会説明資料の公開、従来の議会報告会を見直す形での広報広聴会の開催など、情報発信の方法等についても工夫を重ねてきた。 一方、情報通信技術の進展は目覚ましく、情報発信の方法については様々な形が考えられることから、市民の関心を高めるための議会情報の発信については、今後も継続的に検討していくことが重要である。 なお、第2項については、平成22年11月30日付け内閣法制局長官通知「法令における漢字使用等について」に基づく常用漢字の使用に倣い、「すべての」を「全ての」に改めるべきものとする。			
	第13条 請願及び陳情	A	条例改正が必要 運用変更が必要	B	A
	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付け、真摯に取り扱うものとする。この場合において、請願者若しくは陳情者の求めに応じて、又は議会自ら、請願者又は陳情者が説明や意見陳述を行う場を設けることができる。 2 請願及び陳情の取扱いについては、別に定める。	意見陳述を原則認めることや陳述人の傍聴機会の確保など、請願及び陳情のルール策定等により、本条文の趣旨に則って、議会として請願・陳情を真摯に取り扱っている。 しかし、意見陳述については、陳述人がその趣旨を十分に理解することが難しい現状になっている可能性があるため、議員がよりの確に願意を把握できる場となるよう、陳述人への説明を含め、改めて検討する必要がある。 また、請願及び陳情の性質を踏まえ、第1項の「政策提案」を「政策提言」に改めるとともに、市政に関する市民からの政策提言の手法として請願及び陳情という仕組みがあることをさらに市民に周知していくことが必要である。			

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第4章 市民と議会の関係	第14条 市民参加	B 条例改正が必要	C	A
	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、市民からの政策提案の機会の拡大を図るものとする。	課題別検討会議で検討を行っている課題に関して広報広聴会を開催する仕組みをつくるなど、市民参加機会の拡充に努めているが、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えず、市民参加の方法についても多様な形があることから、今後も市民意見を政策に反映させる仕組みについては、様々な方法を検討する必要がある。 なお、その方法の一つとして、本市議会では要綱を制定し、政策条例等の策定に当たり原則としてパブリック・コメント手続を実施しているが、最高規範的位置付けを有する本条例にその姿勢を示すことが重要であり、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 ※以下のとおり第2項・第3項を追加 2 議会は、市政に関する基本的な政策等の策定に当たり、市民が意見を提出する機会として、パブリック・コメント手続を有効に活用するものとする。 3 パブリック・コメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。 また、第13条と同様 第1項については、「政策提案」を「政策提言」に改めるべきものとする。		
	第15条 説明責任等	A	B	A
	議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。 2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。	市議会ホームページや市議会だよりにおいて、議案等の議員別賛否など議会としての意思決定や議会運営について説明を行っている。 市民から信頼される議会を目指し、今後も引き続き、市民に対して丁寧に説明責任を果たしていくことが求められる。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第5章 議会と市長等との関係	第16条 市長との関係	A	A	A
	議会は、二元代表制のもと、市長と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長とともに、市政の発展に努めなければならない	一般質問における一問一答方式の採用、通年議会の導入による地方自治法第179条に基づく専決処分が行われないことや委員会機能の活性化など、市長と緊張ある関係を構築し、事務執行の監視及び評価を行っている。 また、平成29年の政策検討会議の設置以降、政策条例の制定や市長への政策提言など、議会として積極的に政策立案を行っている。 今後も市民の負託に応える責務を果たすべく、市長と緊張ある関係を維持しながら、市民福祉の向上と市政の発展という同じ目標に向かって継続的に努力していくことが重要である。		
	第17条 一問一答方式等	A	A	A
	議会の会議における質疑等は、市政上の論点及び争点を明確にするため、対面による一問一答の方式で行うことができる。 2 議長から本会議又は委員会等に出席を要請された市長その他の者は、議長又は委員長長の許可を得て、議員の質疑等に対して反問することができる。	近年は多くの一般質問等で一問一答方式が採用されている。 一方、本会議や委員会における市長等の反問権については、これまで実績が少なく、制度が浸透していない可能性もあることから、反問権の趣旨・目的について、議員、執行部それぞれに対して引き続き周知していくことが必要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第5章 議会と市長等との関係	第18条 政策等の監視及び評価	A	A	A
	市長等は、提案する重要な政策等について、審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、次に掲げる事項に関する必要な情報を明らかにしなければならない。 （１）重要な政策等を必要とする背景 （２）検討した他の政策案等との比較検討 （３）総合計画における根拠又は位置付け （４）関係法令及び条例等 （５）財源措置 ２ 議会は、市長等が前項の規定に反する場合は、必要な情報を明らかにするよう求めることができる。 ３ 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえた審議をするものとする。	市長等からは、条文に沿った必要な情報が概ね提供されており、不足する場合には質疑などを通じて明らかにしている。 今後も議案等の充実した審議に資するよう、引き続き本条文の趣旨に沿った運用を行っていくことが重要である。		
	第19条 議員の文書による質問	A	B	A
	議員は、閉会中又は休会中に議長と協議の上、市長等に対し、別に定める様式により文書で質問を行い、文書による回答を求めることができる。 ２ 市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。 ３ 前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとする。	これまでも緊急案件など休会中に文書による質問が行われており、この規定があることにより、通年で市長等に質問する機会が確保されていると考えられる。 今後も必要に応じて文書質問を活用するなど、時機を逸することなく市民の知る権利に添えていくことが必要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第20条 議決事件の追加	B 条例改正が必要 運用変更が必要	B	A
	議会は、議事機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件の追加を検討するものとする。 2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。	本条例の制定以降、地方自治法の改正に伴う議決事件の追加はあったものの、条文に規定されているような積極的な検討は行ってこなかった。 今後は改めて議決事件の追加を検討するとともに、その後においても、議事機関としての機能強化という条文の趣旨を踏まえ、日々の活動の中で議決事件として追加すべき案件があるかどうか確認する姿勢が求められる。 一方、議決事件の追加については、市長の執行権との調整が不可欠であることから、第1項については、「積極的に」を「必要に応じて」に改めるべきものと考ええる。		
	第21条 議員相互の討議の推進	B	B	A
	議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整の場（以下「委員会等」という。）における議案の審査等の際には、必要に応じて議員相互間の自由討議を推進するための場を設け、活発な議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。この場合において、法第74条第1項の規定による条例の制定又は改廃の請求に基づき市長が付議した議案については、市民の意向を踏まえつつ、審査において特段の配慮をするものとする。 2 前項の審査にあたっては、委員長等は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるように委員会等を運営しなければならない。	これまで常任委員会の議案等審査の場においては、議員間討議は十分に実施されてこなかった。 このような状況を踏まえ、議会制度検討会議において議員間討議を活性化するための仕組みづくりが行われたため、今後はこれを活用し、議案等審査の場においてもさらに活発な議論を行っていくべきと考ええる。 一方で、活発な議論を行うためには、仕組みづくりだけでなくとどまらず、議員個人の積極的な討議の提案や委員長による的確な采配等も重要であることから、今後の議員間討議の実施状況を注視するとともに、必要に応じ検証・改善を図っていくことが求められる。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第22条 政策検討会議の設置	A	A	A
	議会は、政策の検討及び提案を積極的に行うため、政策検討会議を設置する。 2 前項の政策検討会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。	政策検討会議において実行計画を策定し、計画的に政策立案に取り組むとともに、PDCAサイクルを確立し、議会で制定した条例の検証も行っている。 今後も市政の監視や意思決定機関としての役割にとどまらず、二元代表制の一翼を担う議会として、積極的に政策提案を行いながら、市民福祉の向上に寄与していくことが重要である。		
	第23条 調査研究機関の設置	B	条例改正が必要	C A
	議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者で構成する調査研究機関を設置することができる。 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関に議員を構成員として加えることができる。 3 第1項の調査研究機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。	本条は「できる規定」であり、これまで調査研究機関の設置がなかったこと自体が問題視されるものではないが、議会全体として本条に対する認識が十分であったとは言えない。 なお、専門的知見の活用は議会にとって必要不可欠であるものの、事案等を踏まえると今後も設置される可能性は不透明であること、地方自治法第100条の2に基づく専門的事項に係る調査の適用及び同法第115条の2に基づく参考人の規定の準用により専門的知見の活用は十分にできること、また、本条の規定がなくても調査研究機関の設置は可能であることから、調査研究機関の設置に関する規定を削除することとし、次のとおり改正すべきものとする。 【見出し 改正案】 「（専門的知見の活用）」に改める 【本文 改正案】 議会は、市政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、学識経験者等の専門的知見を活用するものとする。 ※第2項及び第3項は削除		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第24条 議員研修	B	B	A
	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、他の自治体の議会及び市民との議員研修会等を積極的に開催するものとする。 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行わなければならない。	これまで実施されてきた年2回の議員研修会の開催は、議員の政策立案能力の向上に寄与してきた。 一方、第2項に規定されているような他の自治体の議会や市民との議員研修会等の開催については、これまで実績がない。 議員研修の充実強化を図るという第1項の条文の趣旨を踏まえると、今後は議員のさらなる政策立案能力の向上に向けて、様々な手法を用いたより効果的な議員研修を行っていくことが求められる。		
	第25条 広報広聴会議の設置	B	B	A
	議会は、広報広聴活動を戦略的かつ計画的に実施するため、広報広聴会議を設置する。 2 前項の広報広聴会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。	広報広聴会議を設置したことにより、市議会だよりのリニューアル、議会報告会の在り方の見直し（広報広聴会への変更）、SNSを活用した情報発信など、議会の広報広聴機能の強化が図られてきたと考える。 一方で、市議会アンケートの結果や市議会議員選挙の低い投票率を見る限り、市民の議会に対する関心は高いとは言えないことから、今後もより効果的な広報広聴について、常に検証・改善を行っていくことが必要である。		
	第26条 予算の確保	A	B	A
	市長は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会が、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務活動機能の充実を図るために必要な予算の確保に努めるものとする。	議会費予算については必要に応じ適宜見直しがなされ、円滑な議会運営や政務活動に必要な予算を確保できている。 議会としては、市の財政状況も考慮しつつ、今後も適時適切な予算の確保を求めていくことが必要である。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第6章 議会の機能強化	第27条 議員及び会派の積極的な 政務活動	A	A	A
	議員及び会派は、法第100条第14項の規定に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう積極的に市政に関する調査研究その他の活動を行わなければならない。	会派視察や様々な勉強会・研修会等への参加を通して得られた知見は、市長への予算要望や一般質問などの政策提言に活かされている。 今後も透明性の確保に努めながら政務活動費を有効に活用し、市民福祉の向上及び市政の発展に資する活動を積極的に行っていくことが求められる。		
第7章 議会改革の推進	第28条 検討会議等の設置	A	A	A
	議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会制度検討会議を設置する。 2 前項に定めるもののほか、議会は、議案の審査、議会の運営又は市政の課題に関する協議、調整若しくは調査のために必要があるときは、議員で構成する検討会を設置することができる。 3 第1項の議会制度検討会議及び前項の検討会に関し必要な事項は、議長が別に定める。	これまで議会制度検討会議では様々な課題を検討し、円滑な議会運営に資する結論を導き出してきた。 また、コロナ禍の緊急事態には臨時で協議会を設置するなど、臨機応変に市政の課題解決にも寄与してきた。 今後も社会情勢の変化等に柔軟に対応しながら、継続的に議会改革に取り組むとともに、必要に応じて検討会を設置し、市政の課題に対して迅速に取り組むなどの対応が求められる。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第7章 議会改革の推進	第29条 交流及び連携の推進	B 条例改正が必要	C	A
	議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会との交流及び連携を推進するものとする。	これまでは議長間・議会局長間の交流が中心であり、議会単位での交流や連携の実績はなかった。 今後は他の自治体議会の事例なども参考にしながら、継続性や目的なども十分に検討した上で、議会の在り方に関する調査研究のための議会間の交流及び連携を推進していくことが必要である。 なお、より有意義な調査研究や議会及び議員のさらなる資質向上のためには、他の自治体の議会だけでなく、学術研究機関や民間企業等との交流及び連携も考えられることから、次のとおり改正すべきものとする。 【改正案】 議会は、分権時代にふさわしい議会の在り方についての調査研究等を行うため、他の自治体の議会、学術研究機関等との交流及び連携を推進するものとする。		
第8章 議員の身分及び待遇	第30条 議員の身分及び待遇	A	A	A
	議員の身分及び待遇の保障は、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、議会はその報酬及び政務活動費について、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。	議員報酬及び政務活動費については、ホームページ等で積極的に情報発信を行っている。 今後も引き続き市民の理解を得られるよう、必要に応じ情報発信の方法を工夫するなど、開かれた議会の実現に向けた情報発信を行っていくことが求められる。		
	第31条 議員報酬等	A	A	A
	議員報酬及び政務活動費については、別に条例で定める。 2 第5条第2項及び第3項の規定は、議員報酬及び政務活動費に係る条例改正議案の提出について準用する。	議員報酬及び政務活動費については条例に規定されており、毎年、議会運営委員会にて審査を行い、本市の財政状況や社会情勢等を勘案しながら、適切な額となるよう決定してきた。 今後も必要に応じて議員報酬及び政務活動費の見直し等の検討を行いながら、適切に執行されるよう努めるべきである。		

章	条	内部（委員会）評価 及び今後の課題とその理由	外部評価	
			出石	牧瀬
第9章 議会局等	第32条 議会局	B	B	A
	議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会局の調査及び政策法務の機能の充実を図るものとする。	令和3年度に議会事務局から議会局への組織変更を行い、限られた人員の中で政策調査・政策法務・広報の機能強化を図り、現状では円滑かつ効率的な議会活動を行うための体制は整っていると考ええる。 一方で、社会情勢等の急激な変化への対応など、一時的な業務の増大により議会活動に支障をきたすことが見込まれる場合は、局内及び他部局も含めて柔軟な応援体制を敷くなど、今後も議会局に必要な機能が損なわれることがないよう努めることが重要である。		
	第33条 議会図書室	B	B	A
	議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。	限られたスペースの中で適宜リニューアルを行い、図書の充実に努めながら議会図書室通信を発行するなどの取組を行ってきたことは評価できる。 今後も、議員の調査研究に資するための図書室となるよう、議員のニーズを踏まえた資料収集、配架、利用方法の改善といった環境整備に努めていくことが必要である。		
第10章 継続的な検討	第34条 継続的な検討	B	B	A
	議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 2 議会が、この条例を改正しようとするときは、常に本会議において改正の理由を説明しなければならない。	本条例の制定以降、議会内の組織や運用の変更に伴う条例改正は行ってきたが、今回のような全体的な検証はこれまで実施してこなかった。 社会情勢の変化に伴い、市政の課題やニーズが多様化する中、定期的に議会の在り方を見直すことは重要であり、次のとおり改正すべきものと考ええる。 【見出し 改正案】 「（継続的な検証）」に改める 【第1項 改正案】 議会は、一般選挙を経た任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか検証を行い、その結果に基づいて、この条例の改正を含め所要の措置を講ずるものとする。		

(4) 章立ての見直し

検証過程での内容精査、また外部評価における意見を踏まえ、条例全体の章立て、構成を改めることとした。

【現行】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(通年議会)
	第5条(議員定数)
第2章 議会の活動原則	
	第6条(議会の活動原則)
	第7条(委員会)
	第8条(災害時の対応)
第3章 議員の活動原則	
	第9条(議員の活動原則)
	第10条(会派)
	第11条(議員の政治倫理)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(調査研究機関の設置)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
第7章 議会改革の推進	
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第8章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第9章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第10章 継続的な検討	
	第34条(継続的な検討)

【改正案】

第1章 総則	
	第1条(目的)
	第2条(この条例の位置付け)
第2章 基本原則	
	第3条(議会及び議員の責務)
	第4条(議会の活動原則)
	第5条(議員の活動原則)
	第6条(議員の政治倫理)
第3章 議会運営等	
	第7条(通年議会)
	第8条(議員定数)
	第9条(委員会)
	第10条(災害時等の対応)
	第11条(会派)
第4章 市民と議会の関係	
	第12条(情報の公開等)
	第13条(請願及び陳情)
	第14条(市民参加)
	第15条(説明責任等)
第5章 議会と市長等との関係	
	第16条(市長との関係)
	第17条(一問一答方式等)
	第18条(政策等の監視及び評価)
	第19条(議員の文書による質問)
第6章 議会の機能強化及び議会改革の推進	
	第20条(議決事件の追加)
	第21条(議員相互の討議の推進)
	第22条(政策検討会議の設置)
	第23条(専門的知見の活用)
	第24条(議員研修)
	第25条(広報広聴会議の設置)
	第26条(予算の確保)
	第27条(議員及び会派の積極的な政務活動)
	第28条(検討会議等の設置)
	第29条(交流及び連携の推進)
第7章 議員の身分及び待遇	
	第30条(議員の身分及び待遇)
	第31条(議員報酬等)
第8章 議会局等	
	第32条(議会局)
	第33条(議会図書室)
第9章 継続的な検証	
	第34条(継続的な検証)

6 逐条解説の整備

このたびの条例を俯瞰した全体的な検証を踏まえて、条例の趣旨、理念、それに基づいて本市議会が目指していく姿を、逐条解説としてまとめることと決定した（参考資料2）。今後の条文解釈や継続的な検証において、活用していくこととする。

7 条例等の改正

（1）横須賀市議会基本条例の改正

検証において、条文を改正すべきという結論に至ったのは、全34条のうち12条であった。主な改正点として、ジェンダー平等をはじめとした人権尊重の理念にのっとった議会活動のための環境整備や、大規模災害に限らないあらゆる不測の事態への対応、議会としての政策立案におけるパブリック・コメント手続の活用、専門的知見の活用など、今の時代にふさわしい議会の在り方を新たに規定し、これまでも本市議会として実施してきたものも含め、積極的な政策立案や調査研究に向けた取組を明文化することとした。

また、条例制定以来初となる今回の全体的な条例の検証において、継続的な見直しの重要性を改めて認識し、議員任期中に必ず検証を行う旨、規定することとした。

さらに、条例全体を通して総則規定と実体規定を整理し、章立てを見直した。

改正案がまとまったのち、横須賀市議会パブリック・コメント手続要綱に基づき、令和7年4月10日から4月30日までの期間においてパブリック・コメント手続を実施した（参考資料3）。その結果、ご意見等はなく、検証における委員会の決定のとおり、条例を改正することとした。

(2) その他の条例・規則等の改正

議会基本条例の章立ての変更による改正に伴い、条文を引用している委員会条例、通年議会実施要綱、予算決算常任委員会運営要綱の改正を行う。

8 今後の検討（提言）事項

本検証において、今後の運用の変更やさらなる取組の推進、新たな仕組みの構築に係る検討が必要な事項として、以下のとおり、本特別委員会から提言する。一方、議会基本条例は我々横須賀市議会が目指すべき姿を示すものであることから、これらにとどまることなく、今後も各条文の趣旨や意図するところを念頭に、たゆまぬ努力や取組を継続していくことが求められる。

(1) 請願及び陳情に関する周知及び意見陳述の効果的な在り方について

市政に関する市民からの直接的な政策提言の手法として、議会への請願及び陳情という仕組みがあることをさらに市民に周知していくことが必要であることから、その方策を検討されたい。

また、請願及び陳情の審査を行う委員会において、提出者が自らの言葉で直接説明し、思いを伝えることができる意見陳述の機会を設けている。議員がよりの確に願意を把握できる場となるよう、十分に陳述人に説明するなど、制度の趣旨を踏まえた効果的な在り方について検討されたい。

(2) 議決事件の追加について

平成 22 年の横須賀市議会基本条例制定以降、議決事件の追加について積極的な検討は行ってこなかった。このたび、議決事件の追加については必要に応じて行うこととする旨、条例を改正することと決定したものの、議

事機関の機能強化という条文の趣旨を踏まえて、改めて議決事件として追加すべき案件があるかどうか、検討されたい。

(3) 議会基本条例の継続的な検証について

このたび、継続的な検証の重要性を再認識したことから、議員任期中に、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し議会基本条例の検証を行う旨、条例に規定することと決定した。検証の場、対象、具体的な方法など、効果的な検証となるように仕組みを検討されたい。

9 おわりに

本報告書は、横須賀市議会基本条例制定後初となる全体的な検証の結果をまとめたものです。全16回にわたる委員会での活発な討議を通じ、議会としてのこれまでの取り組みと、目指すべき議会の姿を再確認する貴重な機会となりました。

特筆すべきは、今回の検証において外部評価を導入したことにより、議会内部からは気付けない新たな視点を得られたことです。ご協力いただいた関東学院大学の出石稔教授、牧瀬稔教授には深く感謝申し上げます。

この検証作業の意義は、単に条例の実施状況を確認するにとどまらず、今の時代にふさわしい、私たち横須賀市議会ならではの条例へと発展させる契機となったことにあります。今回の検証で得られた知見や課題を、今後の議会活動、議員活動に確実に活かしていく所存です。

今後は議員任期ごとの定期的な検証を行い、開かれた議会、市民に親しまれる身近な議会を目指して不断の努力を重ねていきます。それこそが、市民福祉の向上と市政の発展のために我々に課せられた責務であると確信しています。

参考資料 一覧

- 1 横須賀市議会基本条例 検証シート
- 2 横須賀市議会基本条例 逐条解説
- 3 パブリック・コメント手続実施時の詳細資料